

体験活動推進スタッフ（子ども体験プランナー）養成事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、体験活動推進スタッフ登録要綱（以下「登録要綱」という。）第3条第1項に定める「子ども体験プランナー」を養成する「体験活動推進スタッフ（子ども体験プランナー）養成事業（以下「養成事業」という。）」の実施に必要な事項を定めるものとする。

（就任依頼）

第2条 公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）事務局長は、養成講座の企画及び運営を担うことができる専門的な知識を有する者（以下「ディレクター」という。）を選定し、様式第1号によりディレクターとしての就任を依頼する。

2 前項の規定により依頼を受けた者は、ディレクターとして就任を承諾する場合、承諾書（様式第2号）を県民会議事務局長に提出する。

3 県民会議は、前項の規定によりディレクターとして就任した者を、県民会議のホームページ等で公表する。

4 期間は承諾のあった日から当該年度の末日までとし、更新を妨げない。

（退任及び解任）

第3条 ディレクターは第2条第4項の期間中に退任を希望するときは、体験活動推進スタッフ（子ども体験プランナー）養成事業ディレクター退任届出書（様式第3号）により、県民会議に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる場合には、県民会議はディレクターを解任することができる。

（1）ディレクターが死亡したとき又はその事実が判明したとき

（2）その他ディレクターとしてふさわしくない行為があったとき

（職務）

第4条 ディレクターは、次に掲げる業務に従事する。養成講座の企画内容、講師や実践研修先の企業・団体の選定においては、随時県民会議と協議すること。

（1）養成講座の企画及び運営。養成講座は、以下の内容を目安として実施する。

・ 5時間×3日間程度の座学

・ 5時間×2日間程度の実践研修

（2）座学に必要な講師の選定及び依頼。

（3）実践研修先の選定及び調整。

（4）子ども体験プランナーとして登録を希望する者の募集。（子ども体験プランナーの要件は、登録要綱第5条2項各号で定める）

（5）県民会議に対して、別に定める方法により養成完了報告を行う。

(養成費用)

第5条 県民会議は、ディレクター及び講師、実践研修先の企業・団体に対し、子ども体験プランナーの養成費用を負担する。

2 前項の額は別に定める。

(養成期間)

第6条 養成期間は完了報告を含め、当該年度の3月29日までとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県民会議事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月13日から実施する。

この要領は、令和6年1月19日から実施する。